

1 調査概要

(1) 背景

北海道における受動喫煙防止対策を推進するため、「北海道受動喫煙防止対策実施要綱」に基づき、改正健康増進法及び北海道受動喫煙防止条例の周知を実施しているところだが、釧路管内は、道内でも特に喫煙率が高い¹⁾。

そこで令和3年1月に、全面禁煙実施の割合が低く、定期健康診断における有所見率が高い「建設業」の事業所を対象に、受動喫煙防止に関する調査を行った。この調査では、約45%の施設が、「敷地内禁煙若しくは建物内禁煙」であったものの、半数以上の施設で受動喫煙対策が十分に実施されていなかったことから、受動喫煙防止に関する周知強化等の必要性が示唆された。

今年度は建設業と同様に、主要事業所における「全面禁煙」の割合が低い製造業²⁾のうち、食品衛生法による営業許可施設を対象に調査を行った。

(2) 調査目的

本調査は、釧路管内の主要産業³⁾の1つである製造業のうち、食品衛生法による営業許可施設を対象に、受動喫煙防止の実態調査を行うことで、職場における望まない受動喫煙を防止するための具体的な支援策を模索するとともに、職域との連携を図る上での基礎資料を得ることを目的とする。

(3) 調査対象

食品衛生法に基づく営業許可（製造業）を取得している全施設（324施設）

（飲食店営業・喫茶店営業及びコンビニ店・スーパーマーケット・ビル内等の許可施設は除く）

[内訳]

	営業許可										
	アイスクリーム類製造業	あん類製造業	菓子類製造業	缶詰又は瓶詰め食品製造業	魚肉練り製品製造業	氷雪製造業	酒類製造業	食肉製品製造業	水産製品製造業	清涼飲料水製造業	そうざい製造業
営業許可数	12	1	292	3	11	14	4	7	95	4	152
調査対象数	1	1	93	1	7	10	3	3	83	2	85
	営業許可										
	ソース類製造業	漬物製造業	豆腐製造業	乳製品製造業	複合型そうざい製造業	みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	密封包装食品製造業	めん類製造業	冷凍食品製造業	添加物製造業
営業許可数	4	2	9	34	1	2	2	1	20	7	2
調査対象数	1	1	8	9	1	0	2	0	9	2	2

	合計
営業許可数	679
調査対象数	324

(4) 調査方法

対象施設に、アンケート依頼文及び回答方法を郵送し、「北海道電子自治体共同システム」によるオンラインで回答を求めた。回答に際しては、「携帯電話による QR コード」「保健所ホームページ」「URL 入力」の3種類から選択できるようにした。

(5) 調査期間

令和5年1月10日～令和5年2月1日

(6) 調査項目及び回答方法

アンケートは以下に示す項目で構成した。回答は回答肢から選択する方法を基本とし、一部自由記載欄を設けた。

- ア 施設における受動喫煙防止対策について
- イ 従業員への受動喫煙防止対策について
- ウ 受動喫煙防止対策を行う上での参考にしたものについて
- エ 保健所に対する要望について

(7) 従業員数区分の設定根拠

- ア 5人以上：被用者保険適用（健康保険法）
- イ 20人以下：小規模企業者（中小企業基本法）
- ウ 50人以上：産業医必置（労働安全衛生法）
- エ 300人以下：中小企業者（中小企業基本法）

2 調査結果

(1) 回答数

送付した 324 施設のうち、115 施設から回答を得た。回答率は 35.5%であった。

(2) 結果

【問 1】施設の所在市町村

(n=115)

市町村名	釧路市	厚岸町	浜中町	白糠町	弟子屈町	釧路町	標茶町	鶴居村	合 計
回答数	68	14	8	8	6	5	4	2	115
割合(%)	59.1	12.2	7.0	7.0	5.2	4.3	3.5	1.7	100

【問 2】常時従事する従業員の数（パート等を含む）

(n=115)

人 数	1～4人以下	5～20人	21～49人	50～300人	301人以上	合 計
回答数	53	37	12	13	0	115
割合(%)	46.1	32.2	10.4	11.3	0	100

【問 3】施設の主な営業許可業種

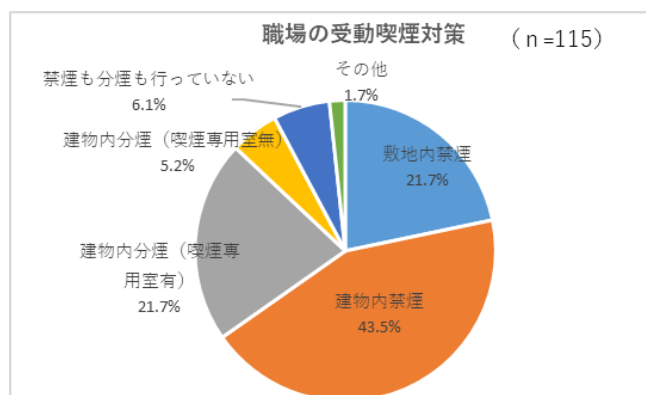
(n=115)

人 数	水産製品製造業	菓子製造業	そうざい製造業	その他の製造業	合 計
回答数	45	36	11	23	115
割合(%)	39.1	31.3	9.6	20.0	100

【問 4】職場の受動喫煙対策

「敷地内禁煙」は 25 施設 (21.7%)、「建物内禁煙」は 50 施設 (43.5%) であった。

また、建物内分煙（喫煙専用室有）は 25 施設 (21.7%)、建物内分煙（喫煙専用室無）は 6 施設 (5.2%) であった。このほか、「禁煙も分煙も行っていない」は 7 施設 (6.1%)、「その他」は 2 施設 (1.7%) であった。

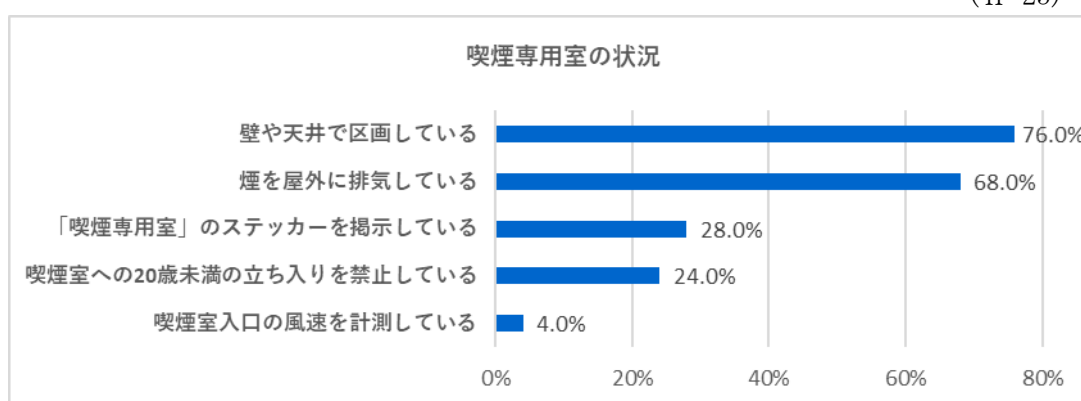


【問5】喫煙専用室の状況（複数回答）

問4で「建物内分煙（喫煙専用室有）」と回答した25施設について、喫煙専用室の5つの要件をすべて満たしているのは、1施設（4.0%）のみであった。

要件ごとにみると、頻度の高い順に、「壁や天井で区画している」の19施設（76.0%）、「煙を屋外に排出している」の17施設（68.0%）であった。「喫煙専用室のステッカーの掲示」は7施設（28.0%）、「喫煙室への20歳未満の立ち入り禁止」は6施設（24.0%）、「喫煙室入口付近の風速の計測」は1施設（4.0%）と少なかった。

(n=25)



【問6】屋外喫煙場所の設置

問4において、「敷地内禁煙」と回答した施設を除く90施設における、屋外喫煙場所の設置の有無については、「設置している」が30施設（33.3%）、「設置していない」が60施設（66.7%）であった。

(n=90)

	設置有	設置無	合計
回答数	30	60	90
割合 (%)	33.3	66.7	100

【問7】屋外灰皿の設置場所

問6において、屋外喫煙場所を「設置している」と回答した30施設の、屋外灰皿の設置場所については、「玄関等の入り口付近」が14施設（46.7%）、「敷地内の専用スペース」が16施設（53.3%）であった。

(n=30)

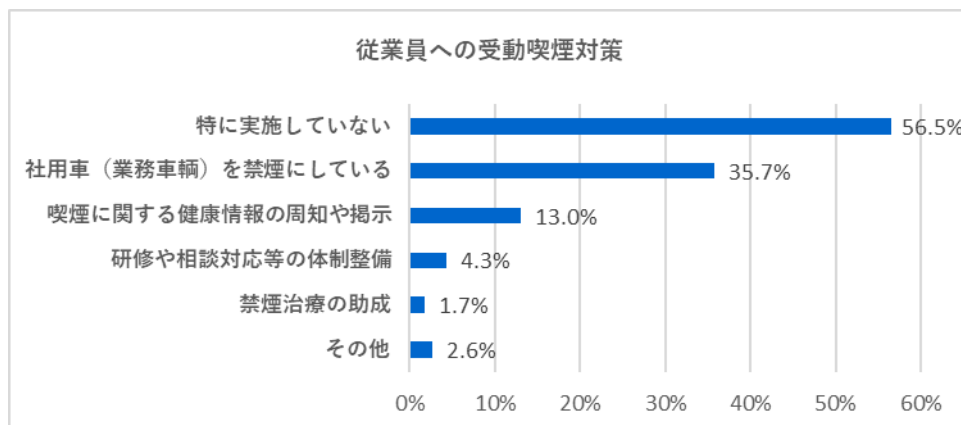
	入口付近	敷地内の専用スペース	合計
回答数	14	16	30
割合 (%)	46.7	53.3	100

【問8】従業員への受動喫煙対策（複数回答）

従業員への受動喫煙対策について、「特に実施していない」が65施設（56.5%）と最も多かった。

実施している内容で、頻度が高かったのは、「社用車（業務車両）の禁煙」の41施設（35.7%）、次いで「喫煙に関する健康情報の周知や掲示」の15施設（13.0%）であり、その他の項目はいずれも10%未満と少なかった。

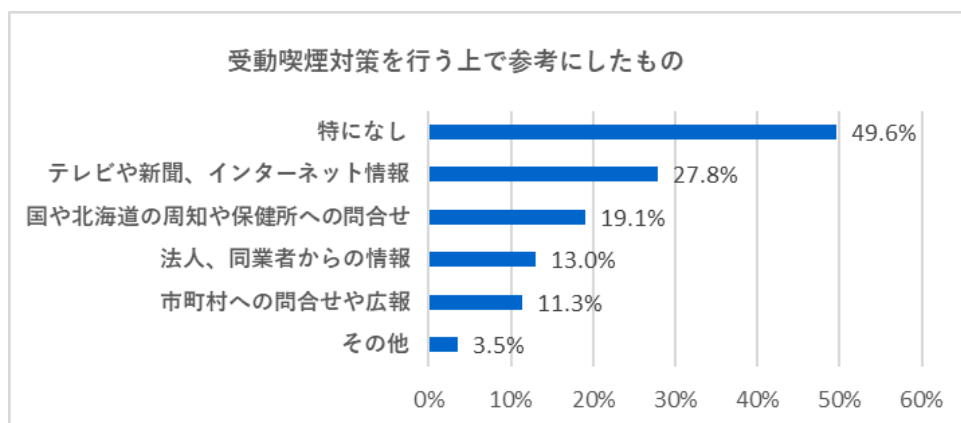
（n=115）



【問9】受動喫煙対策を行う上で参考にしたもの（複数回答）

施設が参考にしたものについては、頻度の高い順に「テレビ・新聞等」の32施設（27.8%）、「国や北海道の周知や保健所への問合せ」の22施設（19.1%）であった。一方、「特になし」は、57施設（49.6%）であった。

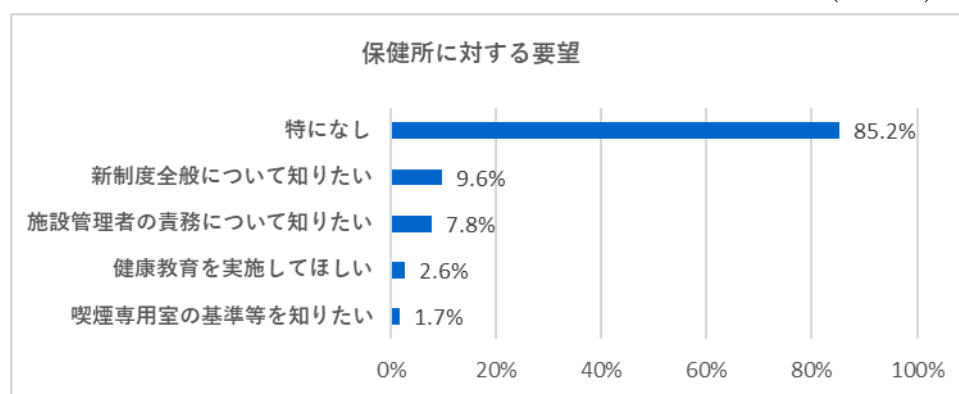
（n=115）



【問 10】保健所に対する要望（複数回答）

保健所に対する要望としては、いずれも 10%未満と少なく、「新制度全般について知りたい」が 11 施設（9.6%）、「施設管理者の責務について知りたい」が 9 施設（7.8%）であった。

(n=115)



3 まとめ

(1) 回答があった 115 施設のうち、受動喫煙防止対策が適切に講じられていたのは、「敷地内禁煙」の 25 施設、「建物内禁煙」の 50 施設及び「建物内分煙（喫煙専用室有）」のうち、喫煙専用室の 5 要件すべてを満たしている 1 施設の計 76 施設 (66.1%) であったのに対し、約 3 分の 1 の施設では、十分な対策が講じられていなかった。

(2) 喫煙専用室を設置し、建物内分煙としている 25 施設のうち、喫煙専用室の要件となっている 5 要件をすべて満たしている施設は、1 施設であった。多くの施設が喫煙専用室を設置することにより、受動喫煙防止対策はクリアできると誤認している可能性がある。法の求めるゴールと施設のめざすゴールは乖離していることが示唆されるため、今後、施設等に対し、屋内の喫煙専用室を必要としない「敷地内禁煙」または「建物内禁煙」を積極的に提案していきたい。

(3) 従業員への受動喫煙防止対策については、「特に実施していない」が 56.5%、受動喫煙防止対策を行う上で参考にしたものについては、「特になし」が 49.6%、保健所に対する要望についても「特になし」が 85.2%であり、総じて、施設関係者の受動喫煙防止対策についての関心は決して高いとは言えない結果であった。

(4) 調査の回答率は 35.5%であり、今回の結果を管内の当該業種全体に一般化することはできない。なお、令和 3 年 1 月に実施した建設業対象の調査も、回収率は約 4 割であった。

対象業種を問わず、事業所における受動喫煙防止対策の実態をできるだけ正確に把握するためには、非対面の自記式の調査では限界があり、今後は、事業所を訪問し、観察及び関係者に対する面接を行うなどの調査方法を検討する必要がある。

以上、今回の調査から、回答のあった施設の約 3 分の 1 において、適切な受動喫煙防止対策が講じられていないことが明らかになった。このなかには、建物内分煙（喫煙専用室有）と回答した施設が多く含まれていた。

健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例施行から 2 年以上経過していることから、受動喫煙防止対策の推進に向けて、改めての周知が必要な時期に来ていると思われる。関係団体及び所内関係課と連携を強化するとともに、産業現場の方々の興味・関心を引くような内容と発信方法を工夫するなどして、今後の受動喫煙防止対策を推進していきたい。

4 参考文献

- 1) 令和 2 年度北海道健康増進計画指標調査事業報告書；北海道保健福祉部
- 2) 企業における喫煙に関する意識調査 2020；株式会社帝国データバンク
- 3) 令和 4 年度釧路管内の現況；北海道釧路総合振興局